

○木津川市中規模小売店舗設置に関する要綱

平成19年3月12日告示第107号

木津川市中規模小売店舗設置に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、中規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため、中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を行う者により当該中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに消費生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一の建物であつて、その全部又は一部が小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）の店舗の用に供されるもので、店舗面積の合計が200平方メートル以上1,000平方メートル以下であるものをいう。

(中規模小売店舗を設置する者等の責務)

第3条 中規模小売店舗を設置する者及び中規模小売店舗において小売業を行う者は、当該中規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、深夜営業等に伴う生活環境上の問題に適正な配慮をして、当該中規模小売店舗を維持し運営しなければならない。

(届出)

第4条 中規模小売店舗を新設しようとする者（小売店舗（一の建物であつて、その全部又は一部が小売業の店舗の用に供されるものをいう。）の店舗面積を増加することにより当該店舗面積の合計を200平方メートル以上1,000平方メートル以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする者を含む。以下「設置者」という。）は、中規模小売店舗設置届出書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 中規模小売店舗において新たに小売業を行おうとする者又は店舗面積を増加して小売業を行おうとする者（小売店舗の店舗面積を増加することにより、当該店舗面積の合計を200平方メートル以上1,000平方メートル以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする者を含む。以下「出店者」という。）は、中規模小売店舗出店計画届出

書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 次の各号に掲げる届出書には、それぞれ当該各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 中規模小売店舗設置届出書

ア 付近の状況図（縮尺2,500分の1以上のもの）

イ 店舗配置計画平面図（縮尺200分の1以上のもので、来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法並びに駐車場の位置を記入したもの）

ウ 各階平面図（縮尺200分の1以上のもの）

エ その他市長が必要と認める図書

(2) 中規模小売店舗出店計画届出書

ア 企業の概要書

イ その他市長が必要と認める図書

4 第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、中規模小売店舗の設置予定の敷地内の見やすい場所に、届け出た事項の概要を届出後1月以内に掲示し、計画の概要を周辺の地域の住民等に周知するよう努めなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、周辺の地域の住民等から説明会等の開催及び協議を求められたときは、それに応じるよう努めなければならない。

（届出の時期）

第5条 前条第1項又は第2項の届出は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める日の3月前までに行うものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合 当該許可申請予定日

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしなければならない場合 当該申請等予定日

(3) 前2号に該当しない場合 開店予定日又は店舗面積を増加して営業を始める予定の日（以下「開店予定日」と総称する。）

2 前項第1号から第3号までの2以上に該当する場合は、当該各号に掲げる日のうち最も早く到来する日の3月前とする。

（変更の届出）

第6条 第4条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、次に掲げる変更を行おうとするときは、当該変更を行おうとする日の1月前までに、計画変更届出書（別記様式第3号）を市長

に提出するものとする。

- (1) 設置者の変更
- (2) 出店者の変更
- (3) 店舗面積の変更
- (4) 開店予定日の変更
- (5) 営業時間の変更
- (6) 販売品の種類の変更
- (7) 駐車場台数の変更
- (8) 駐輪場台数の変更
- (9) 荷さばき施設（中規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入を行う車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含む。）をいう。）の面積の変更
- (10) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法並びに駐車場の位置の変更

2 前項の計画変更届出書には、付近の状況図、店舗配置計画平面図、各階平面図、企業の概要書のうち、変更の届出に係る図書その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、第1項の届出について準用する。

（情報の提供）

第7条 市長は、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、届け出られた事項の概要を次に掲げる団体等に通知するものとする。

- (1) 市内の商工会
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める関係機関及び団体
- （助言、指導及び勧告）

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定による届出があったときは、中規模小売店舗の施設の設置及び運営方法に関し適正な配慮がなされることを確保するため、届出者に対し必要な助言及び指導を行うとともに、必要があれば勧告を行うものとする。

第9条 市長は、この告示に違反した者に対しては、文書で違反事由を示して勧告するものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の木津町中規模小売店舗設置に関する要綱（平成13年木津町告示第22号）又は加茂町小売商業活動の調整に関する要綱（昭和57年加茂町要綱第3号）の規定によりなされた届出、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた届出、手続その他の行為とみなす。